

# 都筑区子育てひろば私立常設園 新規実施園募集要項

## 1 子育てひろば私立常設園の事業概要

### (1) 目的

当事業は、就学前児童とその保護者が気軽につどい、同じような不安や悩みを持つ仲間との交流・団らんの場の提供等を促進することにより、保護者の子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的として実施しています。

### (2) 事業内容

下記認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の全てを実施していただきます。

- ①育児相談（5日以上/週）…原則午前9時30分から午後4時まで
  - ②育児講座・交流保育（12回以上/年）
  - ③施設の地域開放（3日以上/週）…時間帯は施設にて設定
  - ④子育てに関する情報の提供
  - ⑤子育てサークル活動等の育成支援
  - ⑥その他育児支援に関すること
- （ ）内は実施回数の基準

### (3) 利用対象者

横浜市内の就学前児童とその保護者（在園児とその保護者は含まれません。）

## 2 募集概要

### (1) 対象園

都筑区内に設置されている認定こども園又は認可保育所

### (2) 事業開始予定月

令和6年4月

### (3) 事業実施場所

選定された認定こども園又は認可保育所の園庭・園舎

### (4) 事業実施内容等に係る基本的事項

私立常設園における事業実施内容等は、次の各項目の他、別紙2～4に示す要綱・要領の定めによります。これらを熟読、理解の上、申請を行ってください。

#### ア 利用料

利用者から利用料を徴収することはできません。ただし、事業内容によって実費を徴収す

ることは可能です。(その場合は実費相当分を超えないようにしてください。)

#### イ スタッフ配置基準

私立常設園には、利用者数にかかわらず、常時2名以上の私立常設園専任スタッフ（以下「専任スタッフ」という）を配置していただきます。

なお、専任スタッフは、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と理解のある者でなければなりません。(資格の有無は問いません。)

#### ウ 補助対象経費及び補助金額（予定）

補助金額は、【別紙4】認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱の第4条に規定する金額及び経費とします。

なお、補助金の支払いは概算払いとし、一括で交付します。

#### エ 個人情報保護等

事業を通じて、利用者の個人情報を取り扱う場合があります。その際は、個人情報保護法を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

### (5) 補助の取り消し

以下の内容に該当した場合、補助金の交付の全部または一部を取り消すことがあります。

ア 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領に定める事業の内容を、実施できなかった場合。(事業内容については1-(2)参照)

イ 保育所としての認可を取り消された場合。

ウ 横浜市補助金の交付に関する規則第19条各号に該当するとき。

- ・偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- ・補助金等の他の用途への使用をしたとき。
- ・補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ・その他、法令、条例またはこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

### 3 実施園の選定

#### (1) 選定の流れ

| 時 期              | 手続等              |
|------------------|------------------|
| 令和5年12月13日（水）    | 募集要項の公表・申請書の受付開始 |
| 令和6年1月12日（金）午後5時 | 申請書の受付〆切         |
| 令和6年1月中旬～2月上旬頃   | 書類選考・実地調査        |
| 令和6年2月中旬頃        | 選定結果通知           |
| 令和6年4月1日（月）      | 事業開始（予定）         |

#### (2) 申請方法

下記により、申請書及び添付書類一式をメールでご提出ください。

##### ア 申請書に添付する書類

【別紙1】子育てひろば私立常設園指定申請書に記載のとおり

##### イ 申請書類受付期限

**令和6年1月12日（金）午後5時まで**

##### ウ 提出先

都筑区こども家庭支援課保育事務担当

tz-hoikujimu@city.yokohama.jp

※メール以外の方法による書類の提出はお受けできません。

※受信容量の制限があるため、データ容量は6MB以内に収めてお送りください。

##### エ 追加書類の提出

アの提出書類の他に、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

##### オ 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

##### カ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

##### キ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、こ

れを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

#### ク その他留意事項

- (ア) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (イ) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。
  - ・応募資格を有しないもの
  - ・応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - ・応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - ・虚偽の内容が記載されているもの
  - ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (ウ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

### (3) 選定方法

実施園の選定に当たっては、申請者からの申請書類について、選定基準に照らし、書類審査及び実地調査により評価をします。選定基準を全て満たし、かつ、評点の高い申請者を順に選定します。

#### ア 選定基準

選定にあたっては、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 保育所等の施設及び機能を広く市民等に開放し、乳幼児やその養育者への子育て支援事業の活動を行うことを通じて、養育者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちを促進することができる者であること。
- (イ) 事業の目的を十分に理解し、安全及び安定的、並びに効果的に事業を運営することが見込まれる者であること。
- (ウ) 事業運営にあたり、地域において子育てに関する支援活動を行なう者、市及び区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる者であること。

#### イ 実施予定場所の実地調査、ヒアリング

区職員が、実施予定場所の実地調査を行います。また、必要に応じてヒアリングを行います。実地調査の希望日時を申請書にご記入ください。後日、調整の上、決定させていただきます。

- (ア) 実施日時  
令和6年1月中旬～2月上旬頃を予定（別途調整させていただきます）。  
時間は1時間30分程度を予定しています。
- (イ) 訪問人数 2～3名程度
- (ウ) その他  
直接施設へお伺いします。施設内を簡単にご案内くださるようお願いいたします。  
また、施設内外を写真撮影させていただきますのでご了承ください。  
(審査資料以外の目的では使用いたしません。)

## ウ 評価

### (ア) 選定基準を全て満たしていない場合の措置

上記ア 選定基準を全て満たしていない申請者については、選定しません。

### (イ) 加点項目

申請された保育園等から概ね1km 圏内に、週3日以上開設している親子の居場所（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、認定こども園・保育所子育てひろば、幼稚園等はまっ子広場）がない場合は、市内の配置バランスを考慮して、評点を加算します。

## エ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果等）は、申請者全員に文書により通知します。通知の時期は、2月中旬頃を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

## オ 選定結果の公表

新規実施施設の選定後、選定状況の概要については横浜市都筑区ホームページ等において公表します。

## 5 別添資料等

【別紙1】子育てひろば私立常設園指定申請書

【別紙2】子育てひろば常設園事業計画書

【別紙3】認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱

【別紙4】認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領

【別紙5】認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱

## 6 問い合わせ先

横浜市都筑区こども家庭支援課 担当者 大関、神山

住所：横浜市都筑区茅ヶ崎中央32番1号

電話：045-948-2472 電子メールアドレス：tz-hoikujimu@city.yokohama.jp